

次世代デジタル人材育成事業業務委託仕様書

1. 業務の名称

次世代デジタル人材育成事業

2. 業務の目的

人口減少、少子高齢化、交流人口の減少等の課題が山積する中で、地域活力の低下や観光の衰退が懸念されるため、地域における中核人材の育成が必要とされている。

デジタル化が進む中で、村内外の多様な人材が地域のために能力を最大限発揮し、課題を解決できるデジタル人材を育成するプログラムを実施し、交流人口や関係人口の拡大、村の魅力の向上につなげることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 業務の概要

業務受託者は（以下「受託者」という。）は、業務委託者（以下「委託者」という。）の指示に従い、本仕様書に基づき、次の業務の全てを履行する。

（1）観光施設等における観光DX人材の育成

① データ活用研修の実施：

道の駅で導入した「売上データ」やAIカメラ等の「来場者」分析データを活用するための実践的な研修を、観光施設等の職員を対象に実施すること。単なる座学に留まらず、実際の店舗データを用いたワークショップ形式とすること。

② 業務改善サイクルの伴走支援：

現場スタッフが、データ分析結果から「仮説構築」を行い、情報発信や商品レイアウト変更等の「即時アクション」を実行し、収益向上へと結びつけるためのサイクルを構築できるようなツール作成および伴走支援をすること。

（2）村内次世代デジタルリーダーの育成

① デジタル塾（プログラミング教室等）の企画・運営：

村内の中高生以上を対象とする次世代をターゲットとした教室を定期開催（最低月3回程度（1回あたり1.5h程度）×2か月間を想定）すること。またそのデジタル塾は、OSやアプリケーションの仕組み、インターネットリテラシー等の基礎から、AI活用、動画等を用いた情報発信、実践的なプログラミングに至るまで、参加者の習熟度に合わせた段階的なカリキュラムを策定すること。

② 多世代交流・デジタルデバインド対策

子どもたちだけでなく、高齢者等を含めた村民が参加できるスマホ教室やパソコン教室を併設し、親世代や祖父母世代も共にデジタルに触れ合える機会を村内に創出すること。

(3) デジタル技術を持った関係人口の創出

① スキルアップ合宿の開催:

村外の学生、IT人材、転職検討者等と村民を対象とした「デジタル技能スキルアップ合宿（短期滞在型：2泊3日程度を想定）」を企画・運営すること（期間中に2回程度実施）。

② 実践的プログラムの提供

プログラミング基礎のほか、「デジタルアーカイブ」の運用・機能拡張など、村の実際の課題を題材とした実践的な実務体験を提供すること。

③ コミュニティ形成支援:

参加者同士、および参加者と地域住民との交流を促進し、合宿終了後もオンライン等で繋がりが継続する仕組みを提案・構築すること。

(4) 村内の画像・映像のアーカイブ化および情報発信人材の育成

① 「デジタルアーカイブ」の構築:

村の観光スポット、特産品、イベント等の魅力的な写真・動画を一元管理するシステムを構築し、観光施設職員や役場職員がスマートフォン等から手軽に素材を追加・タグ付け（季節、場所等）・検索できる簡易な操作性とすること。

② 発信スキルの習得と内製化支援:

構築した「デジタルアーカイブ」を活用し、SNSや公式ウェブサイト等を通じて、宿泊予約や商品購入に直接繋がる魅力的なコンテンツ（ショート動画等）を制作・発信するためのスキル習得研修を実施すること。外部委託に頼らず、職員や現場スタッフのみで自走できる運用体制を確立すること。

(5) 業務の検証・改善、実績報告等の実施

① 進捗管理と報告会の実施:

中間報告、成果報告を実施し、事業の進捗と成果を共有すること。

② 効果検証と運用マニュアル化:

各施策（特にデータ活用による売上変化や情報発信のエンゲージメント等）のデータ分析・検証（PDCA）を行い、次年度以降現場スタッフが定例作業として実施するための「定例運用マニュアル」を作成すること。

③ 次年度計画の策定支援:

本事業の成果を構造化し、令和9年度以降の事業展開（持続可能な自走モデルの確立）に向けた次年度計画案の策定を支援すること。

(6) その他

- ・業務全体を統括する業務管理責任者を設置し、業務全体を統括すること。
- ・村と連絡調整を円滑に行うことができる体制を整備すること。

5. 委託料等

本事業に対する委託料の上限は7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

6. 権利の帰属

本業務により制作された成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）、所有権その他の権利は全て下北山村に帰属する。

7. 法令の遵守及び守秘義務

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則を遵守すること。
- (2) 受託者は、本業務により知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

8. その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、地元関係者等と連携を図り、当村と連絡を密にし、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに報告し指示を受けること。
- (2) 受注者は、本事業で知り得た個人情報を含む一切の情報を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、当村の承諾を得た場合、業務の一を委託することができる。
- (4) 受注者は、本仕様書に基づいて業務を実施し、本仕様書に示されていない事項については、当村とその都度協議のうえ決定すること。

9. 問い合わせ先

〒639-3803

奈良県吉野郡下北山村大字寺垣内 1002

下北山村役場 地域振興課

電話 07468-6-0074

Mali iju@vill.shimokitayama.lg.jp